

子ども家庭総合支援拠点の設置について

1. 趣旨・目的

平成28年の児童福祉法の改正において、すべての子どもの権利を擁護するために、子どもの最も身近な場所である市町村は、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や、必要な調査・訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを担う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと規定され、2022年度までに全国の市町村で設置が義務付けられました。

この背景の一つには、全国で児童虐待が年々増加、深刻化していること、また児童相談所が相談を受けて対応した虐待事案の多くが措置に至らず在宅支援となる中で、その後には重篤事例が発生するケースが少なくないという実態があります。

そのため子ども家庭総合支援拠点では、子どもが家庭において健やかに養育されるよう、子どもやその保護者に寄り添って継続的に支援し、在宅支援の強化を図ることが大きな目的となっています。

2. 設置場所

子育て支援課（赤穂市役所1階）

3. 職員配置等

子ども家庭総合支援拠点は、国の要綱により人口規模に応じて設置基準が定められています。赤穂市では小規模A型（児童人口概ね0.9万人、人口約5.6万人未満）となり、職員の配置基準は次のとおりです。

主な職員	配置人数
子ども家庭支援員	常時2名（1名は非常勤でも可）

子ども家庭支援員の資格については、国の要綱に規定されており、医師や社会福祉士、看護師、保育士、教員免許等の資格取得者などが該当します。

赤穂市では、現在すでに相談員として活動している常勤の家庭児童相談員及び要保護児童対策調整専門員の2名を子ども家庭支援員として配置します。

4. 業務内容

(1) 子ども家庭支援全般に係る業務

- ・ 実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整

(2) 要支援児童及び要保護児童等への支援業務

- ・ 危険度判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成、支援及び指導

(3) 関係機関との連絡調整

(4) その他の必要な支援

- ・ 一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

5. 要保護児童対策地域協議会の活用について

子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会に参加する多くの関係機関の役割や責務を明確にし、その機能を最大限に発揮できるように、あらゆる場面で調整力を発揮し、地域の総合力を高めていくことが求められています。

協議会の構成員であるすべての機関において、子どもの権利を第一とした理念を共有し、今後も関係機関相互の円滑な連携・協力を図りながら、具体的な支援に繋げていく必要があります。

6. 児童相談所との関係について

子ども家庭総合支援拠点が設置されることにより、児童虐待の対応については、児童相談所と市における機能分担がこれまで以上に明確化され、児童相談所では主に措置が必要となるようなハイリスクケースを、市では中～軽度リスクのケースや家庭復帰後のケースといった在宅事例を中心に担うこととなりますが、児童相談所とは常に情報共有、連携を図りながら協働して支援を行います。

7. 子育て世代包括支援センターとの関係について

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、「子育て世代包括支援センター」が全国の市町村で設置されており、赤穂市でもすこやかセンター内に平成30年に開設され、保健師や助産師によるきめ細やかな相談対応が実施されています。

子育て世代包括支援センターでは、主としてリスクの低い一般的な子育て相談に対応し、子ども家庭総合支援拠点では、よりリスクの高い相談等に対応することとなりますが、子育て世代包括支援センターとは日頃から緊密に連携、情報共有しながら、相談内容に応じて、共に面接や訪問を行うなど一体的な支援を実施します。

8. 今後の予定について

子ども家庭総合支援拠点の開設については、7月中旬を目途に現在準備を進めています。